

制定 平成 29 年 4 月
改正 令和 7 年 4 月

職員の管理職手当に関する規則の運用方針について第 2 条関係に基づき、職員の管理職手当に関する規則第 2 条第 1 項に規定する「複数の組織の業務を総括する職その他の総務局長が定める特に重要な職」として「教育長が指定した職」とは、次に掲げる学校の校長とする。

小学校

大阪市立滝川小学校
大阪市立大淀小学校
大阪市立海老江西小学校
大阪市立中大江小学校
大阪市立東中本小学校
大阪市立友渕小学校
大阪市立堀江小学校
大阪市立常盤小学校
大阪市立日吉小学校
大阪市立阪南小学校
大阪市立真田山小学校
大阪市立五条小学校
大阪市立鶯洲小学校
大阪市立堀川小学校

中学校

大阪市立中之島中学校
大阪市立日本橋中学校
大阪市立中島中学校
大阪市立田島中学校
大阪市立南港南中学校
大阪市立矢田南中学校
大阪市立今宮中学校
大阪市立堀江中学校
大阪市立三国中学校
大阪市立緑中学校
大阪市立歌島中学校
大阪市立文の里中学校

義務教育学校

大阪市立義務教育学校生野未来学園

専修学校
大阪市立デザイン教育研究所

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。